

日本経営財務研究学会賞規程

2007年10月7日制定

2020年10月3日改正

(目的)

第1条

日本経営財務研究学会は、経営財務研究の発展と向上に資するため、研究者の優秀な論文を選定し、その業績を広く顕彰することを目的として、日本経営財務研究学会賞(以下、「学会賞」という)規程を制定する。

(審査対象)

第2条

- 1 学会賞は、前年の1月1日から12月31日までに発行された、原則として40歳以下の会員で自薦・他薦の著作(著書・論文)を審査の対象とする。
- 2 共著の場合、著者全員が原則として40歳以下であることを条件に審査の対象とする。著者全員が会員でなくても良いが、学会賞の対象者は著者の中で会員である者に限定する。

(選考委員会)

第3条

選考委員会は、次の委員をもって構成する。

- 1 委員長(1名)
- 2 副委員長(1名)
- 3 委員(各論文に対して1名)

選考委員長および副委員長は、新評議員会において選任する。その任期は3年とし再任を妨げない。ただし、連続2期を越えて就任することはできない。委員長は、各応募論文に対してその審査に相応しい人物を選考委員として任命する。委員長は、選考委員会を招集し議長となる。委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(審査)

第4条

選考委員会は、第2条の論文について審査し、学会賞の受賞候補者を選定し、評議員会に報告して承認を求める。

(表彰)

第5条

評議員会で承認された受賞候補者は、会員総会において発表し、賞状および記念楯を授与しその業績を顕彰する。

(規定の改廃)

第6条

この規程の改廃は、評議員会で決定し、会員総会に報告する。

附 則 この規程は、2007年10月7日から施行する。

附 則 この規程は、2020年10月3日から施行する。